

インターネット・ネットワーク利用に関わる校内規定

宇都宮市立平石北小学校

1 本規定のねらい

この規定は、本校におけるインターネット利用に関し必要な事項を定める。本校はインターネットの利用に際し、以下に定める項目に基づき運用する。

2 インターネット利用のねらい

本校におけるインターネット利用にあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努める。また、インターネットを利用し、児童の情報活用能力の育成や開かれた学校推進など、教育上の課題解決にも努力する。

3 利用資格

本ネットワークの利用は、以下の項目のいずれかを満たす者が対象となる。

- (1) 平石北小学校の児童
- (2) 平石北小学校の職員
- (3) 校長が利用の必要を認めた者

4 インターネットの主な利用形態

インターネットの主な利用形態は、次の項目に定める。

(1) 情報の発信・受信

各教科領域で学習事項のまとめ等を、学校のホームページなどで発信するとともに意見等を広く一般から受信する。

(2) 教材作成

授業で活用できるデータを収集・加工して、教材作りに活用する。

(3) 情報検索及び収集

ホームページ・電子メールなどを利用して、学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。

ホームページ・電子メールを使用して授業で活用できるデータを収集・加工して、教材作りに活用する。

(4) ホームページ、電子メール等を使用して、国内外の学校や研究施設等との交流を行う。

5 校長は、インターネット利用の適正を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。

6 情報の発信

- (1) インターネットを利用した本校の情報発信は、本校の公的名称を使用し、宇都宮市教育委員会が指定したサーバ(インターネット上における情報の受信・発信を制限するコンピュータ)と放送・情報通信機構の管轄するサーバにおいて行うものとする。公開内容は、双方のサーバとも同一内容とする。

- (2) 校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本規定に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- (3) 本校のホームページには、本規定等を掲載し、情報の発信がこれらの規定に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- (4) 本校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

7 禁止される行為

平石北小学校では、利用者の利益・権利保護と有益なサービス提供のため、次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用
- (2) 犯罪に結びつく行為
- (3) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為
- (4) 他人に不利益を与える行為
- (5) 他人の知的所有権を侵害する行為
- (6) 他人を誹謗・中傷する行為
- (7) 本校ネットワーク管理業務を妨げる行為
- (8) チェーンメール等のインターネットシステムの破壊行為
- (9) ネットワーク管理責任者の指導に反する行為

8 個人情報の発信とその範囲

- (1) インターネットを利用した児童及び関係者の個人情報の発信は、校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないよう、必要な対策を講じなければならない。
- (2) 児童の個人情報を発信しようとするときには、本人及び保護者に対して、その旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
- (3) 本校のホームページに発信した個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な処置を講じなければならない。
- (4) インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - (ア) 氏名
原則としてイニシャルを使い、姓名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことができる。
 - (イ) 意見等
児童の意見等については、教育上の効果を考慮し、起案した後発信することができる。
 - (ウ) 写真その他の個人情報
児童の写真を使う場合には、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される電子メールなどにおいては、教育上の必要に応じて、本人の承諾と校長の承認を得た上で、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日等は発信しないものとする。

9 教師による指導の徹底

- (1) 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人を中傷しないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について、児童が正しく理解できるように努めるものとする。
- (2) 児童が発信する情報は、原則として、担任教師と教務、教頭、校長の承認を経て発信することとする。
- (3) 教師は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

10 個人情報及びデータ等の保護

インターネットに接続するコンピュータは特定し、それ以外のコンピュータをインターネットに接続する場合には、校長の許可を得る。コンピュータウイルスの発見・駆除・予防に努める。

11 情報モラルに関すること

インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的な情報モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養に努める。

12 ホームページや電子メールでの発信に関すること

児童が、ホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、教務、教頭、校長の承認を経た上で外部に発信する。

13 セキュリティ

インターネットの利用にあてっては、個人情報およびデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについては以下のことを徹底する。

- (1) インターネットの特性を十分考慮し、教育上有害な情報にアクセスしない等の指導の徹底を図る。
- (2) 個人情報を含むデータは職員室のファイルサーバに置くか、個人の記憶媒体に保存して、外部に出ないように厳重に管理する。
- (3) ウイルスの被害を予防するために、電子メール等のチェックには十分配慮する。

14 本校のホームページに掲載された情報について、校長が責任を負う。

- (1) 校長は、インターネットの利用や情報管理の適正を図るため、必要と認められたときに情報運営委員会を設置するものとする。
- (2) 情報運営委員会は、校長、教頭、教務主任、情報教育主任と、校長が必要と認めた者で組織する。

15 リンクについて

本校ホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、本校のホームページの著作権を明示する。

本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分考慮し、設定するものとする。有害情報が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

1.6 インターネット利用及び情報管理に関する規定の見直し

学校教育におけるインターネット利用及び情報管理の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行う。

1.7 ホームページ上での規定の明記

本規定をホームページ上で必ず明記するものとする。

1.8 利用の停止

規定に違反した場合、校長、教頭、教務主任、情報教育主任、児童指導主任で扱いを検討し、次のような処分を行うことができる。

- (1) 指導助言により、注意を促す。
- (2) 一定の期間、ネットワークの利用を停止する。
- (3) 状況によっては、個別指導の対象とする。

1.9 サービスの停止・変更

平石北小学校は、各種ネットワークの提供を停止させることができる。停止については各種のたより・広報誌・電子メール、ホームページなどの媒体を介して通知する。

2.0 損害賠償

(1) 利用者の不利益・損害

平石北小学校は、本ネットワークの利用により発生した利用者の不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする責任はないものとする。

(2) 第三者の不利益・損害

平石北小学校は、本ネットワークの利用により、利用者が第三者に与えた不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、利用者の責任と費用をもって解決し、平石北小学校に損害を与えないものとする。

2.1 情報の著作権

利用者がネットワーク上で公開した著作物は利用者に帰属し、著作権を有するものとする。その際、利用者が第三者との契約、または第三者が著作権を有する等の理由で、公表、複製、翻訳等の権利侵害行為を行った場合には、一切の責任を当該行為を行った利用者に帰属するものとする。